

第十回国会 文部委員會議録 第三号

昭和二十六年二月十日(土曜日)
午前十一時二十分開議

出席委員

委員長 長野 長廣君

理事 岡延右門君 理事 小西 英雄君

理事 松本 七郎君

理事 柏原 義則君

理事 坂田 道太君

理事 高木 章君

理事 飛島 繁君

理事 若林 義孝君

理事 坂本 泰良君

理事 浦口 鉄男君

出席國務大臣

文部大臣 天野 貞祐君

出席政府委員

文部事務官(大

臣官房會計課

長事務代理)

文部事務官(大

學學術局長)

文部事務官(社

會教育局長)

文部事務官(調

査普及局長)

委員外の出席者

専門員 石井 昂君

専門員 横田重左衛門君

二月九日

公立学校の教育公務員と地方公共団

体の議員との兼職についての臨時措

置に関する法律案(荒木正三郎君外

十名提出、参法第二号)(予)

同月十日

公立学校の教育公務員と地方公共団

体の議員との兼職についての臨時措

置に関する法律案(内閣提出第二号)(予)

第一類第七号 文部委員會議録第三号 昭和二十六年二月十日

置に関する法律案(参議院提出、参
法第二号)

同月八日

九州大学医学部附属病院の看護婦増

員に関する請願(福田昌子君紹介)

(第四二二二号)

職業教育法制定に関する請願外三十

三件(田中重彌君紹介)(第四二三号)

同外八件(吉川久衛君紹介)(第四八

〇号)

同外七件(小坂善太郎君紹介)(第四

八一号)

同(大石ヨシエ君紹介)(第四八二二

平島村中学校舎建築費国庫補助に關

する請願(坪内八郎君紹介)(第四二

四号)

学校給食法制定に関する請願(坂田

道太君紹介)(第四二五号)

同(小川原政信君紹介)(第四七八号)

六・三制整備に関する国庫補助並び

に起債等に関する請願(南好雄君紹

介)(第四四九号)

支那學振興に関する請願(庄司一郎

君紹介)(第四八三三三)

の審査を本委員会に付託された。

本日の會議に付した事件

社会教育法の一部を改正する法律案

(内閣提出第二一九号)(参議院送付)

公立学校の教育公務員と地方公共団

体の議員との兼職についての臨時措

置に関する法律案(参議院提出、参

法第二号)

教育公務員特例法の一部を改正する

法律案(内閣提出第二二二号)(予)

〇岡(延)委員長代理 これより會議を
開きます。

社会教育法の一部を改正する法律案

(参議院送付)を議題とし、討論に入り

ます。渡部義通君。

〇渡部委員 共產党は、この法案の改

正に反対であります。質問の際にも話

しましたように、社会教育というもの

は、民衆の中から燃え上るところの科

学、技術、芸術その他の文化や思想と

いうようなものが、高揚結集されて、

それが大きな全民族的なものとして発

展することなしにはあり得ないと、わ

れわれは考えているわけでありませう。

しかし今日こういう民衆の欲求という

ものが非常に高く、そういう動きとい

うものが非常に活発であるのに対し

て、現代の政治が、これを制約し、彈

圧するという傾向がきわめて強化され

ている。このような状態の中では、社

会教育というものが発展する條件が、

非常にこわされておるのであります

が、この改正案を見ますと、従来とて

も社会教育法案には、これを制約し、

統制するという内容が盛り込まれてお

る。私たちが反対したのは、さらに今

度は教育主事及び主事補を官製化する

ことによつて、結局社会教育委員会と

いうようなもの、あるいは教育委員会

の活動に官製的な統制を加え、民衆の

自己教育という本来的な社会教育の成

長の條件が、これによつて統制され

る。その結果は、現在進行しつつある

ような思想統制が、社会教育の面にま

で拡張されることになり、その結果

は、日本の今日置かれている国際的な

情勢のもとで、言いかえると、日本植

民地化の問題、また日本が隷屬して行

くという状態を促進するような役割さ

えも果たし得る。少くともそういう

ような傾向を強化するところの法案

に改正されるのでありまして、共產党

として、以上申し上げた理由によ

つて、遺憾ながらこれに反対せざる

を得ないわけでありませう。

簡明ながら反対の理由を申し述べて

おきます。

〇岡(延)委員長代理 これにて討論は

終局いたしました。

採決いたします。本案に賛成の諸君

の起立を願います。

〔賛成者起立〕

〇岡(延)委員長代理 起立多数。よつ

て原案の通り可決せられました。

〔岡(延)委員長代理退席、委員長

着席〕

〇長野委員長 次に、教育公務員特例

法の一部を改正する法律案を議題と

し、質疑に入ります。

〇松本(七)委員 この教育公務員特例

法の一部を改正する法律案につきまし

ては、せんだつての大臣の御説明に対

して、少し大臣に伺つておきたいと思

うことがございますが、これはまたの

機会に譲つて、局長も見えておられま

すから、少し質問しておきたいと思

います。

ただちに具体的な條項に入りたいと

思いますが、この改正法律案の中で、

これまでやつて参りました大学の学

長、教員及び部局長の転任規定につ

て改めまして、口頭審理の公開を今後

やらないことに改正しようとしており

ます。この点について、少し伺いた

いと思ひます。これは大臣が説明され

たときに、述べておられたように思

ひますが、事前審査の手續について、現

行の規定では運用上多少の疑いがあ

る、そのために実施上にも支障を来す

場合が少なくないからこの点を改正す

る、こういう御説明であつたように伺

つたのですが、どうも疑いがあるの

か、かつ今まで実施して来た場合に、

いかなうな支障があつたかということ

を、具体的に御説明願ひたいと思ひま

す。

〇稻田政府委員 ただいま教育公務員

特例法第五條の改正について、御質問

があつたわけでありませうが、申すま

でもなく公務員に對しまする身分保障

の規定といたしましては、國家公務員

については、國家公務員法第八十九條

から九十二條の規定がございませうし、

地方公務員に對しましては同法第四十

九條から五十五條までの規定がありま

して、教育公務員といへども、この規

定によつて身分は保障せられておると

解釈せられるのであります。しかしな

がら、特に大学に屬しまする教育職員

につきまして、第五條の規定がありま

す趣旨を考えますれば、それは任命権

者あるいは懲戒権者であります。大

臣、あるいは地方自治団体の長が処分

いたしまするには、その前提といた

しまして、大学管理機關の審査を必要

とするところにあると考えられるのであります。いわゆる大学の自治でありまして、大学教職員に対する人事につきましても、大学の自治の観点によつて大学管理機関の審査を必要とする、こういう趣旨に解釈せられるのであります。その審査を適正ならしむる意味におきまして、処分せられようとする人たちの陳述を聞くというところに、この條項のねらいどころがありまして、それが反面身分保障という意味合いも持つてはいるのでありますけれども、この五條の趣旨は、身分保障という一点のみによつて解釈すべきものではない、こう考えられるのであります。と申しますのは、地方公務員法五十七條におきましても、こうした教育公務員に對して特例を開きますことは、地方公務員法第一條の精神にのつとらなければならぬ、国家公務員法におきましても同様な規定がありまして、それらの規定を根拠としてこの特例法が成立してゐることから考えますと、国家公務員法及び地方公務員法の第一條の規定について考えますれば、行政の能率ということを考えなければならぬ。従いまして人事行政におきましては、もちろん一面慎重は要するといつても、人事行政といふような行政上最も大事な問題につきましても、その能率をはからなければならぬ。しかるにただいまお尋ねのありました点でありますが、従来ややもすればこの第五條の規定が實際適用せられる場合、たとえば無制限に本人の陳述を許すように解せられます点であるとか、あるいはまた無制限に証人、代理人を出席せしめるといふ点でありますとか、常に公開審理を行わな

ければならない、こう解釈せられるところからいたしまして、大学管理機関における審査が遷延いたしました、一年余りに及びまして、なお結論を見出すことの曙光すら見出せないというやうな点がありまして、これは一面人事行政の能率を阻害するところ非常に大きいというような意味合いからいまして、改正を必要と考へた次第でございます。すなわち改正におきましては、大学管理機関の審査にあたりましては、本人から事情を聴取する機会を與えるのだというものがこの本旨であるといふことを、明らかにいたしました次第でございます。さらにまた公開審理は、あらゆる場合に禁じようという趣旨ではないのでありますけれども、生徒の面前におきまして、学園の内部において、教授と大学管理機関が年月久しく論争するといふやうな状態を露呈いたしますことは、教育上考慮しなればならぬという考へからいたしまして、いかなる場合にどういう程度に公開するかというところは、すべて大学管理機関が自ら教育的見解に立ち、また良識によつて定めるようにまかせた次第であります。現に今までの事例といたしましては、東京大学において、一年余りにわたつて十何回の審理を経まして、なお解決を見出せないといふやうな例もございまして、同様神戸大学におきましても、年月久しくこの問題が係争になつております。山形大学あるいは佐賀大学等におきましても、この審理が開始せられたのでありますけれども、これはその処分せられます御本人の意思と身分上の事由によつて、中途で解消いたしておる。そういうやうな事例を考へましても、今

後大学内におきまして、人事行政の円滑化、迅速化をはかる意味で、今回の改正を企図いたした次第でございます。○松本(七)委員 ただいまの御答弁によりますと、大学の自治といふことと、行政能率といふ両面からの御考慮のうちに承つたのですが、これは相當の問題がございまして、ただいま参議院の方からお見えになりましたから、議事進行上一応ここで中止しておきたいと思ひます。

○長野委員長 次に、公立学校の教育公務員と地方公共団体の議員との兼職について、臨時措置に関する法律案を議題といたします。これより提出者の提案理由の説明を求めます。参議院議員荒木正三郎君。

公立学校の教育公務員と地方公共団体の議員との兼職についての臨時措置に関する法律案 公立学校の教育公務員と地方公共団体の議員との兼職についての臨時措置に関する法律

この法律施行の際現に公立学校の教育公務員で地方公共団体の議会の議員を兼ねている者は、地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第九十二條第二項の規定にかかわらず、その議員の残任期間中、なお議員を兼ねることが出来る。

附則 この法律は、昭和二十六年二月十三日から施行する。

○荒木参議院議員 今回荒木正三郎外十名から提案いたしました公立学校の教育公務員と地方公共団体の議員との兼職についての臨時措置に関する法律

案について、御説明申し上げます。この法案の内容は、今第十回国会に政府から提出いたしました、現在審議中の教育公務員特例法の一部を改正する法律案の附則第四項に相当いたすものでございまして、公立学校の教育公務員で現に地方議会の議員を兼ねている者について、なおその議員の残任期間中議員を兼ね得るやう措置をいたさうとするものであります。

公立学校の教育公務員で、地方公共団体の議員を兼ねておられます者は、昨年六月三十日現在で、府県会百二十七名、市町村会二千三百五十一名に達しております。ところが御承知のごとく、この兼職の根拠規定をなしてあります教育公務員特例法第三十三條及びこれに基く教育公務員特例法施行令第十六條は、二月十三日地方公務員法の施行に伴い、失効いたすこととなりまして、ただいま政府より提出いたしておられます教育公務員特例法の一部を改正する法律案の附則第四項が、これに對して残任期間中、兼職を継続いたし得るやう措置しておりますのは、このやうな理由に基くものであります。しかしながら、同法案の現在における国会の審議経過から推察いたしますと、とうてい二月十三日までには、両院の審議は終了いたす見込みなく、従つてその際には、兼職議員は失格のやむなきこととなり、既得権の重大な剝奪と相なりますゆゑ、ここに同法案の附則第四項だけを特に出出して、單行法として提案いたしました次第であります。

何とぞ以上の点を御考慮の上、この法案に御賛成いただきますよう、切に

お願いを申し上げる次第でございます。

○長野委員長 これより質疑に入ります。質疑はございませんか。

○長野委員長 質疑はないようでありますので、これにて質疑は終了いたしました。手続上の關係で暫時休憩いたします。

午前十一時四十一分休憩

午前十一時四十六分開議

○岡(延)委員長代理 休憩前に引続き再開いたします。

次に教育公務員特例法の一部を改正する法律案を議題とし質疑に入ります。松本七郎君。

○松本(七)委員 先ほど稲田局長の御答弁によりますと、公開審理をやめた理由として、行政能率といふことを言われたのですが、この点はどうも教員の身分の特例といふことからは、一般の公務員と同じように、行政能率といふことから考へることは、むしろ逆行だと思ひます。この点で、行政能率の面からこれを禁止するといふのは、どうも積極的な意味がないように考えられるのですが、この点、行政能率の面からこの公開審理をやめなければならぬ理由が、どういふところにあるのか、もう少し積極的に明らかにされる必要があると思ひます。

○稲田政府委員 先ほど申し上げました国家公務員法及び地方公務員法におきまして、いわゆる事後審査の段階における審理におきましては、一方において処分者、一方において被処分

者、これが対立した形になりまして、国家公務員におきましては人事院の公平委員会、地方公務員におきましては人事委員会ないし公平委員会におきまして、審査を行うわけでありまして、これは事後のことでありまして、そうした対立の形を第三者の立場でありする委員会がさばくというかつこうになりますので、条文は非常に五條と似ておりますけれども、これはいわゆる争訟主義と申しますか、訴訟法廷における審理のごとく、これにおきましても決して荏苒日を送つていいというわけではありせんけれども、慎重に審理の機会が與えられれるということによりまして、本人の身分保障という点につきましては、重々この法律においては措置し得ることだと考へております。大学管理機関が事前審査をいたします意味は、單に任命権者、あるいは懲戒権者それ自身が、ほしいままに一つの処分をやるのではなくて、その大学の自治でありますので、大学管理機関の審査を前提とするという点に意義があります。その審査はもちろん慎重に誤りなくいたす必要があるものでありますけれども、事前の審査であり、人事行政といえども、行政の一環である行政の能率を増進するといふことが、国家公務員法、地方公務員法の第一の念願とするところでありまして、あるいはこの五條の立法につきましても、あるいはその解釈につきましても、一條の精神をもつて當るのが必要だ、こういうふうな考へられるのであります。そしてこれは審査をしよとすると、同一な管理機関でありますので、事の性質上、條文の内容が非常に事後

審査の場合と似てはおりましようとも、この段階におきましては、いわゆる争訟主義によつて処分せられた者が、どこまでも心行くままに証人あるいは代理人を選び、あるいはまた陳述の機会を得て陳述するといふようなふうにいたしてありますことは、やはり何と申しまして、行政の非常な支障になる。これはまた現に事例もあることであるといふような点から見まして、この五條がもと／＼争訟主義の規定でなくして、いわゆる聴聞主義と申しますか、本人の陳述を聞く機会を與えて、そして審査の適正を期するといふ点をねらつた趣旨を、この改正法律案においては、より明かにいたしまして、法の趣旨の解釈から、各学園の内部に必要以上い／＼紛争を招来することを防止することが、教育的見解から見ても、行政運営の円滑化から見ても必要だと考へて、この改正を提案いたした次第であります。

○松本(七)委員 この身分保障ということ、今の御答弁の趣旨とが、どうも一致しないように私は考へるのです。これは後ほどまたもう少し詳しく御質問したいと思います。

その次は、やはり同じような問題ですが、十五條を削除された結果、任命権者が校長または教員に對し、その意に反して降任し、免職し、その他これに對し善し／＼不利益な処分を行つた場合の規定もなくなるわけですね。これはおそらく今後は、地方公務員法に基いた人事委員会、あるいは公平委員会に審査の請求をするということに、まかせることになるのだらうと思ふのです。これについても、やはり教育委員

会というものが、教育公務員についてあるものでありますから、これは何か審査をするのを待つ規定を必要とするのじやなかろうかとわれ／＼は考へます。その点はいかがですか。

○稲田政府委員 第十五條削除の趣旨は、お話の通りでございます。地方公務員法に新たに事後審査の規定が設けられましたので、それによることといふたしたわけでありまして、地方公務員たる教職員に對しまして、任命権者たる教育委員会が処分した際に際して、事前審査が必要であらうというお説でありますけれども、その点を国家公務員たる教職員と比べますれば、任命権者として比較いたしますれば、それは大臣が処分することとちやうど同じであります。国家公務員につきましても、任命権者あるいは懲戒権者たる大臣がそのい／＼処分をやりまします場合に、それ自身において事前審査をいたすといふことは、性質上理由がないのじやないかと思ふのでございます。大学につきましても、大学の自治というような点からいたしまして、大学管理機関といふものが、任命権者、懲戒権者の別にございますので、そちらの意見を聞いて任命権者が処分する、そういう必要があるからそこに設けてありますので、同じ任命権者であります教育委員会が、それ自身処分せんとする場合には、事前審査といふことは、ちよつと意味をなさぬじやないか。いづれにしても、身分保障という一点におきましては、事後審査にまつべきであるといふふうに、私も考へるわけでありまして、先ほど申し上げましたように、五條というものは、身分保障といふ一点からのみ解釈すべき條文ではない、こ

い、こ

○松本(七)委員 そうすると、この十五條削除によつて、教員の身分保障については、教育委員会では不当だが、何か別な機関でもつてある保障をするという必要は認められるのですか。

○稲田政府委員 この点につきましては、地方公務員法四十九條から五十條に至ります間におきまして、不利益処分を受けました当事者から請求がありましたが、人事委員会ないしは公平委員会において審査をする、こ

○松本(七)委員 大臣もちやうどお見えになりましたので、この機会に大臣に伺つておきたいと思ひます。

この前、大臣の御説明の中に、教育公務員の人事管理については、一般の公務員とは異なつた要素がある。従つてそれに應じ得るだけの体系的な制度が必要と考へられるといふことを言われております。どうしてもそういう体系的な制度をつくらなければ、教育公務員の待遇の適正化は期待することができない、こ

○天野國務大臣 松本委員のおつしやる自主性といふことは、私もそうなければならぬと思つております。何でもアメリカ教育使節団の教えたことを墨守しようといふような考へは毛頭持つておりません。ですから、この給與表をつくろつたという考へを持つております。また先ほどお話になりました、教員の結構を病んでおる者につきまし

ては、私は大臣になる前どころではな
く、ずっと以前、そういうことにつ
いて自分で文章を発表したこともある
らしい、これは非常に重要な問題だと思
つております。できれば三年というよ
うなことがよいのですけれども、しか
しあつたつては、やはり一般公務員
との関連もあり、国家の財政というこ
ともありますから、この程度に一応と
めておこう、けれども、今おつしや
る趣旨には、私もまったく同感なん
で、何もどこから束縛されることは
ないのであつて、自分たちの考えでも
つてやつ行こうと思つております。

○松本(七)委員 それに関連して、十
四條の結核については、われ／＼も以
前から、どうしても三年を必要とする
という主張を持つておりましたので、
今回は政府の方の改正案にも、この三
年とする改正の出で来ることを期待し
ておつたのですが、そういう改正が具
体化されなかつたのを、はなはだ遺憾
に存じます。どういふところにこの
障害があるのか。おそらく文部当局で
も、この教員の結核療養期間を三年に
するといふことは、前から希望してお
られたところでありましたから、御
努力はされたのだらうと思つてますが、
その経過を少し具体的に説明していただ
きたいと思つてます。

○相良政府委員 ただいまの御質問に
對して、お答えいたします。御承知の
通り教育公務員特例法の第十四條で、
現在結核性疾患に基づくところの休職期
間は、満二年となつておりますが、実
はこの教育公務員特例法を立案いたし
ました際は、三年といふことも考えま
して、種々研究いたしました。しかしし
ながら二年といふことに相なりまし

たのは、早期発見、早期治療に努めま
すならば、二年で大体十分であるとい
うような結論に到達いたしましたので、
二箇年といたしました。しかししたの
が、これはもちろん長ければ、長い方
がけつこうなわけでございます。先ほ
ど大臣が申されましたように、他の公
務員とのバランスもございまして、な
お一年延長いたしますことによつて、
非常に財政上、地方公共団体あるいは
国の負担がかさむといふことも考えら
れますので、目下私どもは努力してお
りますけれども、今回の教育公務員
特例法の改正の中には、一応繰り込
まなかつたようなわけでございまして、私
どもは、なお期間を延長するように目
下研究中で、いろいろ努力を重ねて
おることを付言いたします。

○松本(七)委員 その努力をされてお
ることは、われ／＼もよく承知してお
ります。感謝しておりますが、それ
が今回繰り込むに至らなかつたのは、
どういふところに原因があるのか、そ
れをもう少し伺いたい。大分長い努力
ですから、もうそろ／＼努力の成果が
現われてもよからうと思つてます。

○相良政府委員 問題は、ただいま申
し上げました財政上の問題と、他の一
般の公務員とのバランスの問題でござ
います。

○松本(七)委員 次に移りますが、第
二十一條の二に、職階制を実施する規
定がございまして、これは局長の御
説明にもありましたように、教育公務
員に職階制を行うことが、はたして可
能かどうかの根本問題がある、こう
いふふうに局長も説明されておしま
す、そういう根本問題があるにかかわ
らず、それを根本的に検討することを

せずにここに職階制を行つて、はたし
てこれがうまく行くものかどうか。職
務内容をどういふふうにして区分する
のか、何を基準にするのか、そういう
点を少し明らかにしていただきたい。

○關口政府委員 お答えいたします。
職階制については申し上げます。教職員
の職階制がはたしてできるかどうかと
いうことについては、いろいろ問題が
あるといふことを、週日申し上げたの
でございまして、職階制が、しからば
教職員には絶対にできないものである
といふことは、いまだ確定した意見は
ない。従つて大ざつぱに申し上げますと、
教職員に對して、よい職階制というも
のができるならば、職階制をしいてさ
しつかない。一般の公務員について、
職階制をしくことが原則になつており
ますので、その原則を根本的に排除す
るというのでは、この際十分な論議が
ない。私どもの方で目下国家公務員法
に基いて、国家公務員であるところの
教育公務員にも、職階制をしくという
原則を採用して、そのことについては
目下研究中でございまして、問題にな
つております点を一、二申し上げま
す。

第一の考え方は、大学の教授あるいは
は助教、高等専門学校以下の学校の教諭、
助教諭といつたようなわけ方で、一つ
の職階を考へてみることも可能であ
る。同時にまた、部局長といふものが
ございまして、学長あるいは学部長あ
るいは付置の研究所の長、そういうよ
うな職務上の官位的な立場からの分
類、こういうことも可能であらう。こ
れらのものを組み合せて、教育公務員
にとつて適切な職階制といふものがま
つたてできないとは考へておりません

ので、目下研究でございまして。従つ
て、もし国家公務員についての職階制
ができるならば、できたあかつきにお
いては、地方公務員であるところの教
育公務員についても、ほぼ同様の職階
制をしくことも可能になると考えまし
て、この際この規定を設けた次第であ
ります。

○岡(延)委員長代理 次に、公立学校
の教育公務員と地方公共団体の議員と
の兼職についての臨時措置に関する法
律案(荒木正三郎君外十名提出、参法第
二号)を議題として討論に入ります。
お諮りいたします。本案の討論を省
略するに御異議ありませんか。

〔異議なしと稱する者あり〕
○岡(延)委員長代理 御異議なしと認
めます。よつて討論は省略せられまし
た。

採決いたします。賛成の諸君の起立
を求めます。
〔議員起立〕
○岡(延)委員長代理 起立総員。よつ
て原案の通り可決せられました。
なお報告及び報告書の作成につい
ては、委員長に御一任願いたいと存じま
すが、御異議ございませんか。

〔異議なしと稱する者あり〕
○岡(延)委員長代理 御異議なしと認
めます。さうに決しました。
○井出委員 議題外でございまして、
ただいま松本委員の質問中に教員の結
核対策がございました。これは教員で
はありますが、結核といふ意味で御
質問いたします。
昨年のことでもございましたが、長野
県下のこれは軽井沢の近くの、ある一
村でございまして。小学校にクラス、

結核の集団発生とも申しましたよう
か、こういう事件があつたことは、多
分文部省でも御承知だと思つてます。こ
れは全国的にも非常にまれな事例か
と存じますが、たしか二名くらいの学
童が粟粒結核のために、きわめて病勢
がすみやかに高進をいたして死亡いた
した。それに驚いてそれ／＼ツベルク
リン反応等の調査をしたところ、
そのクラスの大半の学童が、強陽性と
いふような結果が出たと聞いておる。
そのために村当局は非常に狼狽をいた
し、ただちに県あるいは結核予防協会
等にも連絡をとりまして、ただいまの
ところでは、手当に万全を期しておる
ようでございますが、この報告を、文
部省はおそらく受取られておるでござ
いまいしょう。これに對しまして、文部
省として、どの程度の措置をとられて
おるか、あるいは予算的な支出など
も、計上し得るであらうかどうか、こ
ういふ問題についてお尋ねをいたした
と思つてます。

○相良政府委員 昨年長野県で起りま
した児童の集団結核につきましては、
私どもも報告を、厚生省の方から受
けております。これはどのくらいな経
費を保健、結核対策に費すか、それに
ついてお答えいたしますと、長野県の
問題は、主として教員の方から感染し
たといふようなことを聞いております
。教員の結核対策といふことに文部
省は重点を注いでおりまして、昭和二
十六年度も九百七十六万円というよう
な、これは主として教員保養所の設置
に要する補助金でございまして、さ
ういふものも計上しております。なお
児童あるいは生徒の結核対策と申しま
すか、こういうものにつきましては、

結核の集団発生とも申しましたよう
か、こういう事件があつたことは、多
分文部省でも御承知だと思つてます。こ
れは全国的にも非常にまれな事例か
と存じますが、たしか二名くらいの学
童が粟粒結核のために、きわめて病勢
がすみやかに高進をいたして死亡いた
した。それに驚いてそれ／＼ツベルク
リン反応等の調査をしたところ、
そのクラスの大半の学童が、強陽性と
いふような結果が出たと聞いておる。
そのために村当局は非常に狼狽をいた
し、ただちに県あるいは結核予防協会
等にも連絡をとりまして、ただいまの
ところでは、手当に万全を期しておる
ようでございますが、この報告を、文
部省はおそらく受取られておるでござ
いまいしょう。これに對しまして、文部
省として、どの程度の措置をとられて
おるか、あるいは予算的な支出など
も、計上し得るであらうかどうか、こ
ういふ問題についてお尋ねをいたした
と思つてます。

もよりの保健所を利用するように、これは教育委員会法の中に規定してございいますが、学校と保健所と密接な連絡を保つて、結核の早期発見に努めるよう、精密検診等を行うようにして処置も講じてございます。

○岡(延)委員長代理 本日はこれにて散会いたします。次会は公報をもつてお知らせいたします。

午後零時十一分散会

〔参照〕

社会教育法の一部を改正する法律案
(内閣提出)(参議院送付)に関する報告書

公立学校の教育公務員と地方公共団体の議員との兼職についての臨時措置に関する法律案(参議院提出)に関する報告書

〔都合により別冊録附に掲載〕

昭和二十六年二月十六日印刷

昭和二十六年二月十七日発行

衆議院事務局

印刷者 印刷 片